

# 琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の  
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書  
No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874</a>

(

{

85

〔事前協議に関する交換公文関係〕

1 (問) 「事前協議」には同意が含まれているか。

(答) 事前協議に関する交換公文において一定の事項を日本国政府との事前の協議の主題とした趣旨は、米側のそのような行為が日本側の意向に沿わないことになることがないようになるためである。したがつて、協議が成り立つたためには同意が必要なのであつて、わが国に反して米側がそれらの行為をすることはこの事前協議制度の趣旨からいつてありえないことである。この点は、条約交渉の過程において日米間に十分了解されていたところであるが、それがさらに、日米共同コミュニケにより確認された次第である。

25

2 (問)

事前協議を受けた際わが方には拒否権があるのか。

(答) 元来拒否権という言葉は、自己の意思に反して多数者の決定を押しつけられるような場合に、これを拒否することを可能ならしめる権利を意味するものとして使われている。(一例、米大統領が自己の意に反して議会が修正した法律案を拒絶することを認めた拒否権、安保常任理事国が多数の支持を得た決定を否認することを可能ならしめている拒否権等)したがつて本条約の下における事前協議は、一対一の協議であるから、拒否権の観念がもともと当てはまらない場合なのである。

しかし仮りに拒否権が一対一の協議の場合にも使える言葉であるとして考えてみると、本条約の下における事前協議に際しては、米側は日本側の意思に反する行動を執る考えはない。

26

いといつていろのであるから、拒否権の問題が起りようがないのである。すなわち拒否権の行使をまつまでもなく、日本側の意に反するがごとき行動が執られる危険は、初めから生ずる氣違ひがないのである。

27

(一)

(二)

3（問）事前協議において、いかなる場合にイエスといふか。

（答）これは、その場合、場合について日本政府が自主的の立場から判断することである。

この点についての日本政府の立場はフレキシブルに保つことが適当であつて、あらかじめ一定の基準を設けることは得策でない。

しかし、日本政府の政策の問題として、国連協力の立場から米軍が国連による措置の一環として行動する場合とか、あるいは日本の安全に重大な影響を及ぼす侵略的行動を排除するため動くとかいう場合には、おおむねイエスといふことになるであろう。

28

4 (一問) 米軍が台湾に出撃することにつき、日本政府が協議を受けた場合は、同意する方針であるか。

(答) (一問)に対する答弁の趣旨による。

29

5.

(一問) 台湾は中国の一部であり、国共間の紛争は中国の内政問題である。従つて米軍の台湾出撃は中国に対する内政干渉であるから、日本はこれに同意を与えてはならないと考へるがい

かん。

(答) 台湾をめぐる国共間の紛争は、國際平和に重大なる影響を及ぼすものであつて、単純に中国の内政問題なりとはい一切れない要素がある。国共間の紛争が台湾に対する武力攻撃に導く程悪化する場合は、これが取扱いは結局国連により決定されるであろう。(朝鮮事変の際国連は南北鮮の武力衝突を朝鮮の内政問題と見ざりしのみか、国連自身が国連軍を組織して、北鮮の侵略を排除するの措置に出たことは、参考とすべきである。)

30

ただ国連の措置の決定までには多少の時日を要するので、米国が憲章第五十一条の集団的自衛権を行使して緊急事態に対処し、じ後に安保理事会に報告するという措置に出づることも考えられる。そして、その措置の一端として、米国が日本から戦闘作戦行動を執るため日本の施設・区域を使用することにつき日本政府に協議してくることも、考えられないことではない。その場合日本政府としていかなる態度をとるかは、やはりその場合、場合に応じて自主的に判断すべきことであると考える。

31

6.

(一問) 事前協議の条項は朝鮮の場合にも適用があるのか。

(答) 事前協議条項は、朝鮮の場合についても適用がある。朝鮮において万一国連軍に対しても武力攻撃が再開された場合においては、在日米軍がこれに対処するため日本から作戦行動をとる必要を生ずる場合があることは、十分考えられる。平和的に解決されることを衷心希望するものであるが、万一右のような事態が起つた場合には、国連協力という日本の基本的政策からして、当然作戦基地としての使用についても好意的にこれを考慮すべき筋合であると

32

(問) 「日本國への配備」という言葉の意味いかん。

(答) 日本国内に配備する目的で軍隊を入れることである。したがつて、撤退、移動等日本から出て行くことは含まれない。したがつて、戦闘作戦行動を執るために出で行く場合は、別の主題として事前協議の対象になることはいうまでもない。

(問)

(答)

(問) 第七艦隊は、日本国内に配置された軍隊に入るか。

(答) 第七艦隊は、日本国内の施設・区域をその一つの基地として使用しているが、それだけの事実から第七艦隊はすべて日本国内に配置されたものと見ることは、できない。他面、第七艦隊に属する船舶・航空機であつても、相当期間にわたつて日本国内の施設・区域に駐留しているような場合は、日本に配置されたものと認めるべきである。要は、米軍の編成上どうなつているかということではなく、日本国内の施設・区域の使用状況という実態によつて判断すべきことである。

36. (問)

米軍の日本国への配置における重要な変更とは何か。

(答) (該当する)

(該当しない)

たとえば一箇師団程度の兵力を新たに日本国内に配置すること。

1. 撤退(米国以外の第三國への移動を含む)。

2. 艦艇、航空機の一時寄港、着陸

3. 小部隊の新たな配置

35.

(問)

合衆国軍隊の装備における重要な変更とは何か。

(答)

(該当する)

(該当しない)

(1) 核弾頭及び(2) 中・長距離ミサイルの持ち込み(どんな短いしていな短距離ミサイル期間のものでも含まれる)並びの持ち込みに右のミサイル基地の建設

(答)

(問) 日本国から行なわれる戦闘作戦行動（条約第五条に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国

内の施設及び区域の使用とはどんな使用か

(答) (該当する) (該当しない)  
日本以外の地域に対して補給のための基地としての使  
用  
日本国から発進される戦闘  
作戦行動（直接戦闘を目的とした作戦行動をいう。）  
の基地としての使用

(注) 戰闘作戦行動の基地としての使用的典型的なものは戦  
闘任務を与えた航空部隊、空挺部隊、上陸作戦部隊  
等の発進基地として施設・区域を使用する場合である。

(問) しかばなにゆえ「核兵器の持ち込み」と明記しなかつたのか。

(答) 核兵器自体のみならず、それを装着しうるミサイルも含んでいる。その他将来いかなる新兵器が発明されたるか予知し難いので、核兵器に限定するのは不適当だからである。

右にあげた典型的なもの以外の行動については、いちいちの具体的な場合についてその内容及び規模、全体の作戦においてその行動の占める重要性、全体の作戦において日本の施設・区域が基地として占める重要性その他を勘案して判断するほかない。

39

10

一問

「戦闘作戦行動」の意味いかん。

（答）

「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘を目的とした作戦行動をいう。そのための基地としての施設・区域の使用として代表的なものをあげれば、施設・区域を戦闘任務を与えた(1)航空部隊、(2)空挺作戦部隊、(3)上陸作戦部隊等の発進基地として使用することである。これらの部隊が戦闘任務を与えられているかどうかは、事前協議の際わが方に通報されるからわかる。

戦闘作戦行動と対立する観念としては、戦闘作戦行動に対する兵たん支援のための作戦行動がある。施設・区域を作戦基地として使用するというのにに対して、補給基地として使用するという場合がこれに当たる。

40

11 (一問) 戰闘作戦行動とそれ以外の作戦行動とは、現実の場合に当面して、区別ができないのではないか。

(答) 戰闘作戦行動とその他の作戦行動との軍事技術的見地からする区分は、實際の事例に当たつて、ときとして明確を欠くことがあるかもしれない。しかし、交換公文において米側による「戦闘作戦行動」の基地としての施設及び区域の使用には、戦闘を直接の目的とする作戦行動がわが国の國際關係が日本国政府との事前の協議の主題とすることが明らかであるから、単なる軍事技術的見地からは戦闘作戦行動であるかどうかの区分が明確でない場合についても、この公文の適用上妥当な区分は、十分になされるものと考える。

12 (一問) 共同コミュニケーションの法的効力いかん。

(答) 過般の日米共同コミュニケーションは、条約と同様の法律上の拘束力をもつものではない。このようなコミュニケーションは、一般論としては、これを成した当事者の政治責任の問題として考究るべきである。そして、その責任の程度は、コミュニケーション全体としてよりは、そこにいわれている個々の事柄について、その内容、表現の仕方等から個々に判断すべきであると考える。

しかしながら、本件共同コミュニケーション中、事前協議の問題に関する米国大統領の声明は、すでに交渉の過程において両政府当局間に十分了解されていた点を確認する意味において行なわれたものである。すなわち、条約署名の際に作成されたコミュニケにその条約締結の基礎となつていて了解が記録されたわけである。

このように確認され、記録された日米間の了解が大統領の更てつといふようによつて影響を受くべきものでないことは、いうまでもない。

43

13

(一)問一　米軍の作戦行動につき事前協議を受けた際のわが方の態度決定は、日本国民の運命に關する重大事項である。ついてはかかる際、國民の与論を反映しつつ協議を行ない決定を下すことを可能ならしめるため、特別の諮詢機關を設置する考え方はないか。

答一　事前協議に当たつてわが方がいかなる態度をとるかは行政の責任においてきめられるべき事項である。同時にこれはきわめて重大な事柄であるから、政府としては最も慎重に取り扱うことは言うまでもない。しかしながら、国防問題については国防會議もあることであり、その取扱いのために特別の諮詢機關を設ける考えはない。

44